

「情報公開文書」

受付番号： 2023-4-9011

課題名：クローン性造血（CHIP）を伴う遺伝子変異のゲノムワイドな同定による「日本人 CHIP パネル」の作成およびそれを用いた解析

研究責任者：東北大学東北メディカル・メガバンク機構
ゲノム予防医学分野 大根田 絹子

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画のコホート調査にご協力いただいた方のうち、血液をご提供いただいた方が対象です。

2. 研究目的・方法

【研究期間】研究許可日～2025年3月31日

【研究目的】

Clonal hematopoiesis of indeterminate potential（CHIP）とは、白血病などの血液腫瘍でしばしばみられる特定の遺伝子変異が、健常人においてもみつかると指摘されています。CHIPは血液疾患や糖尿病、心臓病などさまざまな病気のリスクを増加させることが知られており、将来的にCHIPを調べることが医療や健康増進に役立つかもしれません。しかし、日本人のCHIPの特徴はまだ十分に解明されておらず、正確な検出が難しくなっています。本研究では日本人におけるCHIPの特徴を明らかにすることで、効率的なCHIP検出を可能にする素地づくりを目的としています。

【研究方法】

東北メディカル・メガバンク機構の保有するデータベースから全ゲノム解析情報や年齢、性別、末梢血データ、疾患情報を参照します。また、血液腫瘍患者の情報として、HM-SCREEN-Japan01 および HM-SCREEN-Japan02 試験参加者の遺伝子情報を参照します。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

東北メディカル・メガバンク機構の保有するデータベースより、下記の情報を参照します。

- ① 全ゲノム解析情報
- ② コホート情報（年齢、性別、末梢血データ、疾患情報）

4. 外部への試料・情報の提供

東北メディカル・メガバンク機構の保有するデータベースから全ゲノム解析情報や年齢、性別、末梢血データ、疾患情報を提供します。データは東北メディカル・メガバンク機構スーパーコンピュータに配置され、特定の関係者以外がアクセスできない状態で解析します。共同研究機関に氏名などの個人情報提供されることはありません。

5. 関係研究組織

＜東北メディカル・メガバンク機構＞

ゲノム予防医学分野

大根田 絹子

＜国立がん研究センター東病院＞

血液腫瘍科／トランスレーショナルインフォマティクス分野

池 成基

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口

研究責任者 大根田 絹子

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-274-5990

東北大学の東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 バイオバンク利活用産学連携推進センター 試料・情報分譲担当

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-272-6955

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞

①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合